

簡易公募型プロポーザルの手続き開始公告

東松島市統合型校務支援システム導入業務について、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補とする手続きを実施する。

令和4年8月3日

東松島市長 渥美 巖



1 プロポーザルの概要

(1) 業務名

(債) 令和4年度東松島市統合型校務支援システム導入業務

(2) 業務目的

東松島市では、現在、学校の授業におけるICT活用を目的として、学校ネットワーク環境の構築、タブレット端末及び電子黒板等の整備、デジタル教科書の活用等を図っており、段階的にICT環境の整備を進めてきた。

本業務は、現在構築されている学校ネットワーク環境を、校務においても活用し、また、校務支援システムを導入することで校務を効率化・高度化し、もって教職員の校務負担の軽減し、教職員の教材研究時間や授業準備時間、子どもたちに寄り添う時間を確保することを目的とする。

(3) 業務内容

「(債) 令和4年度東松島市統合型校務支援システム導入業務仕様書」による。

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和10年3月31日まで

※ただし、契約締結日の翌日から令和5年3月31日までの期間は、令和5年4月1日からシステムを本稼働するための構築期間とし、システム運用期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの60か月とする。

(5) 提案額の上限

43,399,620円（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）

(内訳) 令和5年度 8,679,924円

令和6年度 8,679,924円

令和7年度 8,679,924円

令和8年度 8,679,924円

令和9年度 8,679,924円

※この金額は契約予定額を示すものではなく、本プロポーザルにおける企画内容、提案規模等の上限額を示すものであり、提案価格はこの額を超えてはならないものとする。

2 参加資格要件

本プロポーザルへの参加を希望できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる事項をすべて満たすものでなければならない。

- (1) 東松島市一般競争（指名競争）入札参加資格を有している事業者であること。
- (2) 東松島市建設工事有資格業者に対する指名停止等の措置要領（平成17年東松島市訓令甲第176号。以下「建設工事指名停止要領」という。）及び東松島市物品調達等に係る有資格業者に対する指名停止等の措置要領（平成17年東松島市訓令甲第177号。以下「物品調達等指名停止要領」という。）による指名停止を受けていないこと。
- (3) プロポーザル方式により契約しようとする業務への参加申込書及び企画提案書提出時において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 第1号における入札参加資格登録申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 次に掲げる法律の規定により申立て等がなされていないこと。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けた場合を除く。
 - ア 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て又は同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法施行による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申立て
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て又は平成12年3月31日以前に、同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件に係る同法施行による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立て
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産申立て
 - エ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算の申立て
- (6) 公告を行う日から入札執行日までの期間において、国、都道府県及び建設工事指名停止要領及び物品調達等指名停止要領第2条第1項の規定による入札参加資格制限を受けていないこと。
- (7) 東松島市契約に関する暴力団等排除措置要綱（平成20年東松島市訓令甲第50号）の別表1に該当していないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (9) 過去5年間に於いて、情報漏えい等の情報セキュリティに関する事項について、判決による罰金、和解金の支払いがないこと。
- (10) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会指定のプライバシーマークまたは情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認定を受けており、定期的に更新がされていること。

(1 1) 提案を行うシステムについては、一般財団法人全国地域情報化推進協会が策定した地域情報プラットフォーム標準仕様書及び教育情報アプリケーションユニット標準仕様に準拠した業務システムであること。また、当市と同規模以上の自治体において導入・構築実績があること。

3 参加申込み

本企画提案に参加を希望する者は、「(債) 令和4年度東松島市統合型校務支援システム導入業務簡易公募型プロポーザル実施要領」に基づき、参加申込書等の提出期限までに提出書類を提出すること。